

大阪市立今津小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では学校長を委員長とした「いじめ対策委員会」を設け、「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「一人一人が輝きながら自己の願いを実現できる子どもを育てる」ために「今津小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 相手の気持ちを考えたり、助け合ったりすることができる人間関係を構築し、いじめを絶対に許さない雰囲気づくりに取り組む。
- ② いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために教職員全体で連携を深め、いじめを見逃さない体制をとり、子どもの実態把握につねに気を配る。
- ③ 学校協議会・PTA・家庭・地域との連携に努め、学校の状況や指導方針等を発信し、迅速に対応する。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、「いじめを許さない学級・学校づくり」を進めるため、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を「チーム今津」として全教職員で行う。

(1) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成（道徳教育・人権教育を中心に）

いじめは生命をも脅かす行為であり、いじめられている子どもの人権を著しく侵害した行為である。「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という認識をあらゆる機会を通して指導し、子どもに理解させる。また、生命尊重や思いや

りの心、平和を愛する心を育てるとともに、子ども達が互いに認め合い、尊重しあえる心を育てるよう道徳教育・人権教育を推進する。

〈具体的取組〉

- ① 道徳教育、人権教育を系統的・継続的に取り組めるよう全体計画を作成し、これに則した年間指導計画の充実、実践に努める。
- ② 日々のすべての教育活動の中で、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感できるよう指導に努める。
- ③ 自分の意見や考え、気持ちをしっかりと表現するとともに、相手の考えや思いを認めようとする態度を育てる。
- ④ 子どもと教職員が、いじめについての認識を共有し、「傍観者」もいじめに加担していることや、「とりまき」も加害者と同じであることを認識させる。
- ⑤ 個人情報保護等、ICT機器を活用する中で、情報モラルに関する指導の充実を図る。
- ⑥ 子どもに届く、子どもの体験等を取り入れた教材や資料の作成、収集と活用を進める。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

「いじめを許さない学級・学校づくり」は仲間づくりが土台となる。そのためには、子ども達一人一人がもつ思いや願いを全体で共有し、共感できる集団である必要がある。互いに理解し、相手の立場に立った考え方ができるような指導に努める。

〈具体的取組〉

- ① 代表委員会を中心としたあいさつ運動を積極的に行う。
- ② 児童会主催「今小まつり」、全校集会活動（隔週月曜）等により、異学年交流を進める。
- ③ 互いのよさを認め合うことで、自尊感情を高めていく。また、教職員が子どものよさを理解し、機会をとらえて発信していく。
- ④ どの学年も発達段階に応じた体験活動や出前授業を年1回以上工夫して行い、豊かな心や情操を育む。

(3) 子どもへの支援体制の確立（教職員の情報共有や共通理解を通して）

① 子ども理解

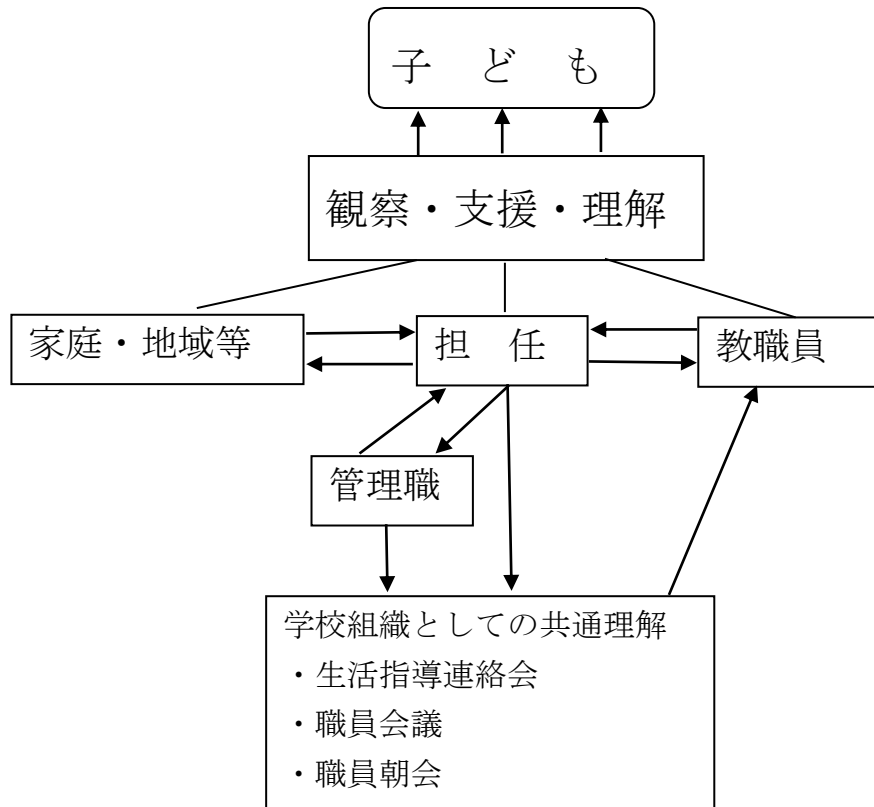
教職員が一人一人の子どもの生活背景を含めた子ども理解に努める。子どもを学校で見える一面のみならず、多面的にとらえながら、理解を深める。

学校生活の中では、学習をはじめ、特別活動や清掃時間、休み時間等、様々な場面があり、多数の教職員が関りをもつ。一方で学校外の子どもの生活については、保護者や地域の方々等の協力のもと、情報を得ることになる。特に学級担任はそれらの情報も積極的に集め、総合的に子どもを理解していく。

それらの情報をもとに、月に一度は生活指導連絡会を開き、子どもの情報について教職員が共有し、複数の教職員がアプローチできるように努める。

実際に問題が起き、その対応にあたった教職員から担任が情報を得れば、以下のフローチャートのように体制を整え、組織的に動けるようにする。そして、支援や指導については、常に見直しや振り返りを図り、軌道修正していく。

<支援体制フローチャート>



② カウンセリングの充実

いじめ問題や子どもがつらい状況になっているときには、スクールカウンセラー等の活用を図り、教職員と連携し、解決に向けて取り組む。また、教職員が研修等を通して、日ごろからカウンセリングマインドをもって子どもの対応にあたっていけるよう学びを進めていく。

<具体的取組>

- ・ 共感的に子どもの話聞き、理解し、一緒に考えていく姿勢での支援。
- ・ 尋問口調、追及ではなく、穏やかな態度、話し方で接する。
- ・ 子どもが言いたいことは何かを理解しながら聞く。
- ・ 表情や態度を観察する。
- ・ 子どもが考える時間を大切にする。
- ・ 子どもの気持ちを尊重し、信頼関係を確立できるよう努める。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 日頃から、児童の言動や生活態度について、注意深く観察しておく。
 - ・ 友だち関係や遊びの様子を把握する。
 - ・ 欠席や遅刻の日数や保健室来室の頻度をチェックする。
 - ・ 衣服の乱れや不自然なよごれがないか、日々の観察をする。
 - ・ 言葉づかいが乱れてきていないか注目する。
 - ・ あいさつの様子に変化がないか等を観察しておく。等
- ② 生活指導部を中心として、児童のようすについて、気が付いたことを、タイムリーに発信し、全教職員で情報を共有する。
- ③ 家庭訪問をし、学校での様子を家庭に伝えるとともに、家庭での様子についての情報を収集し、家庭との連携体制をつくる。
- ④ 定期的に『いじめアンケート』を実施し、分析して指導に生かす。
- ⑤ 児童がいつでも何でも相談できる環境や雰囲気づくりに努める。
- ⑥ いじめの可能性に気付いた教職員は、直ちに管理職に報告する。
- ⑦ いじめの可能性に気付いた時は、管理職は、いじめ防止対策委員会を指揮し、情報共有を図りながら、調査及び対応を開始する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめの早期解決のために、組織として対応する意識を高め、すぐに報告し、情報を共有し、複数の教職員で対応していくように確認する。
- ② いじめの疑いに気付いたら、いじめを受けた可能性のある児童の心のケアに努める。
- ③ いじめの疑いがあることに気付いた時は、速やかに事実関係の把握のための調査を行う。
- ④ 当該事案に気づき次第直ちに、被害児童及びその保護者の要望・意見等を聞き取る。

- ⑤ いじめの事実が確認された場合、いじめを行った児童に対して、「学校安心ルール」によって事前に明示されたルールを公平に適用する。
- ⑥ 被害児童の安全の確保と、加害児童への再発防止に努める。そのためにも、加害児童に対する指導を継続的に行うとともに、保護者との連絡を密に行い、事案によっては、地域や警察等との連携をとりながら対応する。

《関係諸機関》

- ・ こども相談センター 東部分室 (6926-4600)
- ・ 同 ホットライン (0120-017-285)
- ・ 鶴見区役所 子育て支援室 (6915-9933)
- ・ 鶴見警察署 (6913-1234)
- ・ 生活指導サポートセンター (6631-2812)
- ・ 今津地域活動協議会 会長 (小倉)
- ・ 今津地区民生委員協議会委員長 (前田)

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 組織名 いじめ防止対策委員会
- ② 構成 校長（委員長）、教頭、教務主任、生活指導部長、人権教育主任
養護教諭、当該学年主任および当該学級担任
- ③ 役割
 - ・ いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
 - ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

	生活指導部 いじめ防止対策委員会	その他関係諸機関との連携等
1 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育、道徳科 年間指導計画作成 ・ 生活指導部、いじめ防止対策委員会の発足 ・ 「学校いじめ防止基本方針」の見直し ・ 児童についての情報共有 ・ いじめアンケートの実施と分析 ・ 今小まつり等仲間づくりの実践 ・ スマホの安全な使い方指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央子どもサポートセンター、鶴見警察署、鶴見区子育て支援室との連携確認 ・ 学校協議会で本校の実態についての協議 ・ 夏季研修会（校内・校外への参加）
2 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめアンケートの実施と分析 ・ 「運営に関する計画」中間評価と今後の取り組みについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、研修会への参加、研修報告会

3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施と分析 ・年間の取り組みの反省と次年度への課題の整理 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングシートの作成・更新 ・定期的な情報共有の場 (スクリーニング会議Ⅰ、Ⅱ、生活指導全体会等の開催) ・小中連絡会への参加 ・必要に応じて、特別部会やケース会議の開催 	

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校協議会・PTA 実行委員会等で情報交換を行い、早期発見・早期解決に努める。
- ② 保護者・地域に対して、いじめ問題を認識することの大切さについて広く啓発活動を行う。

【取組内容の検証】

- ① 「小学校学力経年調査における『いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか』に対して、最も肯定的な回答をする児童の割合を80%以上にす
る。(令和7年度結果：85%)
- ② 児童のいじめアンケートの結果の検証を行う。
- ③ 検証の結果から今後の取り組みについて検討を行う。

7. 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

(1) 教育委員会への報告

- 被害児童の名前・学年・性別
- 欠席期間・その他の児童の状況
- 児童・保護者からの重大事態である旨の訴えがある場合は、その内容を報告

(2) 児童に対する調査

- 被害児童、その保護者、他の在籍する児童、教職員等に対して、アンケート調査や聴き取り調査等により、いじめの事実関係を把握する。この際、被害児童やいじめに係る情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。
- 調査においては、加害児童からも、いじめの事実関係について意見を聴取する。

(3) 被害児童への支援、加害児童に対する指導

- 被害児童に対して、事情や心情を聴取し、当該児童の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。
- 加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。

(4) 被害児童・保護者に対する情報提供及び説明

- いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行う。

(5) 取組内容の検証

- 同じような事態が二度と繰り返し起こることのないよう「学校いじめ防止基本方針」に基づいた対応が適切に行われていたかどうか検証する。

※ いじめ発見の際の流れ

